

駒ヶ林フットボールクラブ運営経費細則

第1条（運営必要経費）

事務通信費や会議費等、クラブ運営に必要な経費については、クラブ費から支出する。

第2条（大会参加費 及び 交通費）

兵庫県サッカー協会や神戸市サッカー協会（以下「協会」という）主催のリーグ戦及び各大会や行事は、クラブ費より支出する。

2 また、協会以外の団体主催の大会や行事もの参加費・交通費もクラブ費から支出する。

第3条（クラブ及び、チーム主催の行事）

クラブ主催の大会や行事、並びに各チーム単独で開催の大会費用も、クラブ費で支出する。

第4条（登録費及びスポーツ保険）

クラブ登録費及びチーム登録費は、クラブ費から支出し、選手登録費及びスポーツ保険料は別途個人から徴収する。

第5条（指導者経費）

次のクラブ運営に必要な指導者経費は、クラブ費から支出する。

- ① 審判講習、指導者講習など運営に必要な各種講習会、研修会費用。
- ② サッカー協会及び地区の会議等の参加費と交通費。
- ③ スポーツ保険料。
- ④ 交際費
- ⑤ 審判ウエラーの補助金として、初回購入時に限り 500 円を補助する。

第6条（クラブ費）

クラブ費は、サッカー協会登録選手は月々 3,000 円、未登録選手は月々 2,000 円を徴収し、クラブ運営及びチーム活動に必要な費用に充てる。

2 クラブ運営、チーム活動に必要な物品の購入。

3 大会参加費、交通費は細則第2条に準ずる。

4 交通費とは、移動に必要な公共交通機関利用料金、レンタカー利用料金、ガソリン代、有料道路料金、駐車料金を含む費用とし、最短距離及び最低金額を考慮する。

5 ガソリン代はコンピューター地図より距離を計測し、自家用車の車種を問わず、1リットルで 10 キロ走行するものとして計算。支払金額は、1 円単位は切り上げ、10 円単位とする。ガソリン代の変動にともない、時価による金額で計算する。

125cc 以上のバイクのガソリン代は、1 リットル 20 キロ走行で計算する。

- 6 各チームの保護者代表には、連絡費として通信費月額500円を支出する。
- 7 不足が出た場合は、当該チームで臨時徴収する。
- 8 会計報告は年度末に行う。

第7条（遠征・合宿）

遠征・合宿にかかる費用は別途徴収する。

- ① 合宿にかかる費用は、事前に検討計算し、一人当たり凡そ12,000円～18,000円を目安に計画し徴収する。
- ② 遠征にかかる費用は、交通費、宿泊代、現地活動費とする。

- 2 担当コーチの交通費は当該チームから支出し、宿泊代はクラブ費から支出する。
- 3 必要に応じて保護者の帯同を依頼し、費用は当該チーム費から支出する。
- 4 チーム構成選手以外の参加希望者は、実費徴収する。

以上

付則 平成21年3月 制定
平成22年5月 改定
平成24年4月 改定
平成26年10月 改定
平成28年5月 改定
令和6年3月改定